

【セッション 2】モノを引き継ぐ―復興への道しるべ 埋蔵文化財調査



近江 俊秀 文化庁文化財部 記念物課

ただいまご紹介いただきました文化庁記念物課で埋蔵文化財を担当しております近江と申します。

私の話は今までの話とちょっと毛色が違います。埋蔵文化財というのは、その名のとおり、土地に埋もれている文化財でございますので、地震や津波によって直接的に文化財そのものが破壊されるケースはまれでございます。例えば、古墳など、表面に露出している遺跡は崩れる場合がありますが、集落の跡や貝塚であればほとんどが土の中に埋まっておりますので、津波をかぶったとしても遺跡そのものは壊れないということです。

ただ、そうした性格の文化財であるにもかかわらず、なぜ震災の際に保護の問題が生じてくるのか。それは、被災された方たちが最も待ち望んでいる復興事業の進行の過程で埋蔵文化財は損壊の危機に瀕するわけでございます。復旧・復興事業の中には土地の形状を大きく変えるものがあります。例えば、いわゆる高台移転事業では、丘陵を大きく切り崩し造成するわけですが、そうしますと、丘陵の上にあった遺跡がなくなってしまうわけでございます。遺跡がなくなる場合、文化財保護法では、記録として保存する。要するに、発掘調査を行って遺跡の記録を残していくという措置をとるわけですが、発掘調査を行うタイミングは、用地買収ができて、伐採もできた段階、つまり工事にいつでも入れる状況になった時になる場合が多いです。ですから、「工事に入れるのに、発掘なんかやっている。」「発掘が工事を遅らせている。」という見かたをされる場合があります。

震災当初の新聞記事の中には「埋蔵文化財が復興の壁である。」といった論調のものが多々ございました。地域の方々からも、発掘調査に対する批判的な声もございました。が、これらの批判の背後には、発掘とは数年単位で行われるものであって、それが終わるまで工事には入れないという誤解があったわけです。

最も多くの被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の沿岸市町村の中には、埋蔵文化財調査が日常的に行われている地域もありましたが、いくつかの自治体は発掘調査の経

験そのものがなかったわけでございます。余り大きな開発もなく、遺跡のある場所で遺跡を壊すような工事もなかったがために、発掘調査自体にあまり理解のあるところなかったことが、誤解を受ける要因のひとつでした。

発掘調査の経験のない自治体において、高台移転の前に発掘調査が要りますという話になりますと、ただでも復興を急いでいるのに、なぜ埋蔵文化財調査のような普段はやらない工程を入れるのかといった批判がかなり出たわけでございます。

また埋蔵文化財の調査は、復興事業計画と連動して行われるといったところが、文化財レスキュー事業やドクター事業とは大きく違う点でありまして、その実施体制や予算なども異なっています。

まずは発掘調査にかかる経費の多くは復興交付金で措置されています。国庫補助と特別交付税によりに実質的に地元負担ゼロで復興事業を行うことができるといったもので、発掘調査費も交付金事業の対象に含まれています。

また、復興に伴う膨大な事業を短期間に行おうとすれば、到底、地元だけではマンパワーが足りず、全国に支援を求めることとなります。こうした支援は、文化庁も全国の自治体にお声がけさせて頂いておりますが、制度としては「地方自治法」第252条の17の規定に基づくもので、今回の職員派遣に関しましては、それに係る経費のすべてが特別交付税措置されています。埋蔵文化財専門職員の派遣についても、こうした制度に則って復興事業の一環として行われています。

このように、埋蔵文化財の保護に関しましては、経費や人の確保をはじめとする支援のシステムそのものが、高台移転などと同様の復興事業として位置づけられているということが、他の文化財保護に係る事業と最も違った点でございます。

続いて、具体的な対応についてお話しします。文化庁では「復興と埋蔵文化財保護の両立」を掲げ、発掘調査の迅速化と、それを実現するための人材と予算の確保を進めて参りました。そして迅速化のために、埋蔵文化財の柔軟な取

扱い、最新技術の導入などを行っています。

震災直後には激甚災害地指定を受けた地域に対し「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」という文書を発出いたしました。これは、復旧事業——例えば水道やガスなどライフラインの復旧に伴う事業を行う場所に遺跡があったとしても、文化財保護法上の手続を不要とすることができる、ということを示した文書でございます。

続いて、4月28日には「埋蔵文化財の取扱いについて」という文書を発出いたしました。この文書では、復興事業計画を立てる場合には、できるだけ遺跡を回避して事業計画を立てていただきたいということなどを述べています。遺跡がない場所でやれば、発掘調査は必要でなくなります。また、遺跡があっても、工法変更、つまり遺跡を破壊しない、削ったりしない、そういう設計や工法に変更すれば発掘調査は不要になりますので、極力そういった方法をとって遺跡を避けてくださいという内容です。

文化財レスキュー事業やドクター事業は、震災直後からすぐ行われています。そういう点では文化財側の自発的な活動による部分が大きいと言えます。それに対し、埋蔵文化財は復興事業と一体のものとして位置付けられているように、計画された事業に対してどのように対応するかといった受動的な部分が大きいのです。ですから、発掘調査がはじまるのも復興事業計画の策定が被災自治体ではほぼ終了した平成24年度から、職員派遣も平成24年度からとなっているのです。

冒頭でお話いたしましたとおり、復興事業計画が具体化していくにつれて、マスコミなどからは「発掘調査により復興事業が遅れる」といった記事が発信されるようになります。しかし、それは事実ではありません。高台移転の多くは、発掘調査そのものを回避しています。それは事前の調整で遺跡の無い場所で計画してもらったり、遺跡を避ける工法をとっていただいたりしたことによります。そして、発掘調査になった場合も、ほとんどは当初の工期の中で完了しております。

こうした場合は、工事と発掘調査を並行して行うという方法がとられています。発掘調査が終わるまで工事を待たせてくれというのは到底、理解が得られませんし、また工事側としっかりと調整しておけば、双方の作業に支障がでないよう、調査と工事とを進めることができるのです。

それに加えて、全国からの職員派遣をはじめとしたマンパワーの結集、奈良文化財研究所から最新の測量技術等の

提供を受けまして、調査の迅速化を図ったわけでございます。

また、こうした現地での対応の他にも、被災した岩手県、宮城県、福島県、仙台市の埋蔵文化財部局と復興部局、文化庁、復興庁の岩手・宮城・福島の各復興局、奈良文化財研究所による埋蔵文化財の取扱いや情報共有を図るための会議を定期的に行っています。

先ほども申しましたように、被災した市町村の中には発掘調査の経験そのものが少ないというところが多いという実態があります。そのため、発掘調査の目的や意義、具体的な実施方法などについて、首長さんにお会いしてご理解いただくことから始めなければいけなかったというところもございます。文化財部長や記念物課長も被災市町村を回って説明いたしました。調査に入る前から、このような



図1 田野畑村試掘・確認調査風景

地ならしが必要だったという実態もございます。

ここからは、いくつかの調査のスライドを見て頂きましょう。これは試掘調査の状況です（図1）。埋蔵文化財は土地に埋まっていますので、その有無や正確な範囲は地表観察だけではわかりません。ですから、復興事業との調整を行うためには、このように部分的な掘削を行って、遺跡の有無や範囲、埋まっている深さを把握します。その成果をもとに遺跡に影響を及ぼさないような設計を組んでもらうということをやっております。

岩手県では通常、冬場は調査をしません、とにかく復興を急ぐため、雪の降る中でも可能な限りの調査を行っています。

これは岩手県の宮古市の例です（図2）。三陸海岸から松島湾沿岸にかけては縄文時代の遺跡が密集しており、沢山の遺物が出土しますが、この遺跡もそうした遺跡のひとつです。発掘作業に携わっておられるのは、地元の作業員さんたちで、



図2 宮古市における被災個人住宅建設に伴う発掘調査

中には被災して家を失った方もいらっしゃると思います。こうした方々が発掘調査に携わっていただくことによって、発掘調査に対する地域の方々の雰囲気も当初と大分変わってきたようでございます。土の中から遺物が出てくる、そして、その遺物は自分たちの先祖がこの土地に住んで暮らしてきた証であるということ、地域の皆様方がだんだんご理解いただけるようになってまいりました。

先ほど埋蔵文化財の調査が復興事業の枠の中で捉えられているというお話をしました。文化財の意義から考えますと、復興を遅らせないためにできるだけ早く発掘調査をやるだけではだめなのです。地域の方々に、文化財の価値を理解いただき、復興に向けてのエネルギーとしていただく。そうしたことも、復興事業に伴い発掘調査を行う大きな目的なのです。ですから、被災地では発掘調査をやりましたら、地元の方々にお声がけいたしまして、現地説明会を行い、実際の遺跡を見て頂くようにしております。今年の夏までに行われた現地説明会は3県で計53回、4,000人を超える人数が集まっております。被災されて仮設住宅で生活されている方が遺跡の説明会に集まっていたいております。

これは気仙沼市の波怒棄館遺跡でございますが、発掘調査で出てきた遺物を展示いたしまして、地元の小中学生に対して、実際に物に触れてもらって、専門職員の説明を聞くという場を設けました。こうすることによって、地域の子供たちも地域の歴史に対して高い関心を持っていただけました。

岩手県野田村などでは小学生の体験発掘を行っております。復興を急ぐと言いながら、このように小学生に体験発掘をさせていいののかという意見もあるかも知れませ

が、このような取組はむしろ地元の方々に大変、喜んでいただいております。震災により地域のきずなが失われつつある、またアイデンティティーが崩れつつある中で、発掘調査というのは直接、地域の歴史に触れることができるということから地域のきずなを結び直し、郷土愛を醸成するという効果もあります。そのため、地元の方々から喜んでいただいたわけでございます。

震災当初は、冒頭でも申しましたように、いち早く復興を望んでいるのに、なぜ発掘調査みたいな無駄なことをやるのかというかなりの批判があったわけでございますが、実際にやり始めてみると、思ったよりも発掘調査によって工事が遅れないということがわかっていただけました。また、その成果を発表することによりまして、地元の人たちが喜んでくれる、また子供たちも郷土の歴史に触れることができるということで、心の面での復興といったところにも寄与することが大きいのではないかとということをおっしゃる首長さんも出てきてまいりました。

当初は「うちのまちには一切遺跡がない。」とおっしゃっていた首長さんの中にも、「我がまちはこれから歴史・文化を大事にしていきたい。復興事業で出てきた遺物をまちの宝としてこれから守り継いでいきたい」というようなコメントを出された方もいらっしゃいます。

また、当初は「復興事業を急ぐので発掘調査はしないでくれ」とおっしゃっていた町もございましたが、実際に遺跡を発掘調査したところ、地元の方々が意外にも遺跡が見つかったことに関して非常に喜んでくれたということもありました。地元テレビ局の方が、復興事業計画地で遺跡が見つかったことに関して、地元の方をつかまえてインタビューをしたところ、インタビューを受けた方が「何かうれしい」とおっしゃったわけです。恐らく聞いた取材された方は、復興を待ち望んでいるのに発掘なんてして困ったものだという答えを予想していたのだと思いますが、それに反し「何かうれしい」という答えがかえって来たのです。

そうした地域の方々の反応がきっかけになったのでしょうか、町の教育長さんも「復興事業が遅れるのではないですか」というマスコミに聞かれた時、「それに関しては、そんなに大きく遅れないと聞いている。何よりもこういった歴史・文化が明らかになって、こんなすばらしい遺跡があったということがわかったことが、まちの復興の大きく寄与する」という主旨の発言をされております。

これは、福島県広野町の桜田Ⅳ遺跡の現地説明会の様子でございます(図3)。



図3 桜田IV遺跡現地説明会風景

ちなみに、ここでも先ほどのような体験発掘を行っています。体験発掘も、取材がありまして、取材のカメラの前で、参加した中学生の男の子が、「誇らしいです。私の住んでいたまちに、このような遺跡があったということは」ということも言っておりました。

また、現地説明会のときには、原発事故の関係でいわき市に避難している方々がいらっしゃいましたが、その方が見えられまして、「自然が豊かで、なおかつ、こんなに立派な遺跡があるまちに家族とともに帰っていききたい」というようなコメントを述べておりました。

復興のために迅速化だけが求められている発掘調査ではありますが、実際にこういった成果を地元の人たちに丁寧に語りかけていくことによって、文化財に対するまちの雰囲気も変わりましたし、文化財を復興に生かすことができると感じていただけたのではないかと思います。

もう1つ、復興事業に伴ってでき上がった新たなきずなを紹介いたします。岩手県宮古市は復興のために名古屋市から職員の派遣を受けております。それをきっかけに宮古の子供たちに、岩手県ではほとんど出ない埴輪や銅鐸といったものを見てもらいたいということで、名古屋から遺物を持ち込みまして宮古で展示しました。逆に、宮古からは、骨角器や東北の縄文の土偶などを名古屋に持ち込み展示しました。職員派遣をきっかけとした新たな地域間交流のはじまりです。

また、文化庁のほうでも、復興調査の成果を知ってもらおうということで、「発掘された日本列島展」で復興調査で見つかった遺物を展示しております。

職員派遣については、平成24年度上半期に23名が派遣されてから、復興事業の進捗に併せて全国に必要人数を示しお声がけさせていただいております。今年度の下半期は69名の方々が復興支援に携わっています。こうした、

職員派遣については、文化庁が全国に依頼するというかたちを取らせて頂き、毎年、春と秋に派遣職員を集めて会議を行っております。派遣職員の方々は慣れない土地で、何かと後不自由があらうかと思いますが、こうした皆さんのお力により、被災地の中でも埋蔵文化財の価値が次第に浸透していったと言えます。

以上、駆け足でございますが、最後に今回の復興に関して感じたことと今後の課題を多少述べさせていただきます。

まず、今回つくづく思いましたのは、平日頃の自治体の文化財に対する取組の重要性です。先ほど申し上げましたように、まず今度の震災復興の埋蔵文化財調査では、首長さんの理解を得るところから始めなければならなかったという面がございます。しかし、実際に発掘調査を行ってみると、多くの住民の皆さんが、大変、高い関心を持っていただいております。つまり、平日頃から地域の歴史を調査し、その価値を住民に伝えておけば、当初の混乱はなかったどころか、文化財をもっと復興に活かすことができたのではないかと思います。

今後の課題といたしましては、調査成果を報告書としてまとめていく、そして、地域の財産として活用していくことです。現在は、現地作業を急いでおりますので、こうした作業の多くは積み残されていますが、なんとか進めていかなければならない。お話をさせていただきましたように、復興事業によって文化財の関心が高まってきた地域がたくさんあります。こうした地域の方々が、いつでも調査の成果や出土遺物に触れることができるようになるためにはどうすべきか、また文化財への関心の高まりを今後はどうやってつなげていくかということも大事な課題だと思います。

以上、雑駁な話でしたが、私からの報告は以上でございます。

東日本大震災・埋蔵文化財関連資料

1. 平成 23 年 3 月 25 日付け (22 庁財第 1213 号) 文化庁次長通知「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」
2. 平成 23 年 4 月 28 日付け (23 庁財第 81 号) 文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」
3. 平成 23 年 9 月 30 日付け (23 庁財第 288 号) 文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
4. 平成 23 年 9 月 30 日付け (事務連絡) 記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
5. 平成 23 年 12 月 27 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
6. 平成 24 年 3 月 12 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
7. 平成 24 年 4 月 17 日付け (24 庁財第 62 号) 文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」
8. 平成 24 年 6 月 4 日付け (24 財記第 45 号) 記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
9. 平成 24 年 7 月 10 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
10. 平成 24 年 7 月 31 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
11. 平成 24 年 9 月 27 日付け (24 庁財第 414 号) 文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
12. 平成 24 年 9 月 27 日付け (24 財記第 108 号) 記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
13. 平成 24 年 11 月 22 日付け (事務連絡) 全国史跡整備市町村協議会会長及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成 25 年度職員派遣について」
14. 平成 24 年 12 月 26 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成 25 年度における職員派遣について」

15. 平成 25 年 2 月 18 日付け (24 庁財第 891 号) 文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成 23 年 4 月 28 日付け文化庁次長通知 (23 庁財第 81 号) について」
16. 平成 25 年 3 月 15 日付け (24 庁財第 337 号) 文化庁次長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
17. 平成 25 年 3 月 15 日付け (事務連絡) 国土交通省都市局都市安全課及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて」
18. 平成 25 年 3 月 15 日付け (事務連絡) 文化庁記念物課通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する取扱いについて」
19. 平成 25 年 3 月 21 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
20. 平成 25 年 7 月 4 日付け (25 財記第 40 号) 文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
21. 平成 25 年 7 月 30 日付け (25 財記第 66 号) 文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のために派遣された職員の健康管理について」
22. 平成 25 年 9 月 17 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成 25 年度下半期における職員派遣について」
23. 平成 25 年 10 月 24 日付け (25 財記第 89 号) 記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
24. 平成 25 年 12 月 27 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成 26 年度上半期における職員派遣について (状況の報告)」
25. 平成 26 年 3 月 28 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
26. 平成 26 年 7 月 25 日付け (26 財記第 66 号) 文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」
27. 平成 26 年 10 月 3 日付け (事務連絡) 東北 3 県埋蔵文化財保護推進管理及び文化庁記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成 26 年度下半期における職員派遣について」
28. 平成 26 年 11 月 4 日付け (26 財記第 99 号) 記念物課長通知「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」

東日本大震災に伴う埋蔵文化財の保護に関する取り組みについて

1 復興事業に伴う埋蔵文化財保護に関する文化庁の基本的な考え方

「復興事業と埋蔵文化財保護の所立」

2 復興事業に伴う埋蔵文化財保護に関する文化庁の取り組み

埋蔵文化財発掘調査に関わる予算の確保・復興交付金

埋蔵文化財発掘調査体制の構築

発掘調査の健全管理について

3 東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議

(1) 体制

岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会、仙台市教育委員会

兵庫県教育委員会、徳島県立行政法人国文化財機構奈良文化財研究所、文化庁

岩手県・宮城県・福島県・福島の復興担当官（*）

岩手県・宮城県・福島県・仙台市の復興事業部副担当（**）

(2) 開催実績

【平成 23 年度】

第 1 回 7 月 12 日 宮城県 第 2 回 9 月 2 日 岩手県

第 3 回 10 月 13 日 福島県 第 4 回 11 月 7 日 宮城県

第 5 回 12 月 13 日 都内 第 6 回 1 月 18 日 都内

第 7 回 2 月 25 日 都内 第 8 回 3 月 22 日 宮城県

【平成 24 年度】

第 9 回 4 月 20 日 福島県 第 10 回 5 月 22 日 岩手県

第 11 回 7 月 24 日 都内

第 12 回 8 月 27 日 宮城県

第 13 回 11 月 11・12 日 宮城県

第 14 回 1 月 16・17 日 都内

第 15 回 3 月 21 日 福島県

第 16 回 6 月 11 日 宮城県

第 17 回 10 月 4 日 福島県

第 18 回 12 月 5 日 宮城県

第 19 回 3 月 15 日 岩手県

第 20 回 6 月 25 日 福島県

第 21 回 10 月 10 日 宮城県

第 22 回 12 月 15 日 宮城県

第 23 回 3 月 15 日 岩手県

第 24 回 6 月 11 日 宮城県

第 25 回 9 月 15 日 岩手県

第 26 回 12 月 15 日 宮城県

第 27 回 3 月 15 日 岩手県

第 28 回 6 月 11 日 宮城県

第 29 回 9 月 15 日 岩手県

第 30 回 12 月 15 日 宮城県

第 31 回 3 月 15 日 岩手県

第 32 回 6 月 11 日 宮城県

第 33 回 9 月 15 日 岩手県

第 34 回 12 月 15 日 宮城県

第 35 回 3 月 15 日 岩手県

第 36 回 6 月 11 日 宮城県

第 37 回 9 月 15 日 岩手県

第 38 回 12 月 15 日 宮城県

第 39 回 3 月 15 日 岩手県

第 40 回 6 月 11 日 宮城県

4 東日本大震災に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する職員派遣説明会

平成 24 年度 第 1 回 1 月 18 日 第 2 回 7 月 24 日

平成 25 年度 第 1 回 1 月 17 日 第 2 回 9 月 13 日

平成 26 年度 第 1 回 1 月 24 日 第 2 回 9 月 2 日

平成 27 年度 第 1 回 1 月 16 日（予定）

5 東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員会議

平成 24 年 4 月 20 日 福島県

平成 24 年 11 月 2 日 宮城県

平成 25 年 4 月 19 日 岩手県

平成 25 年 10 月 4 日 福島県

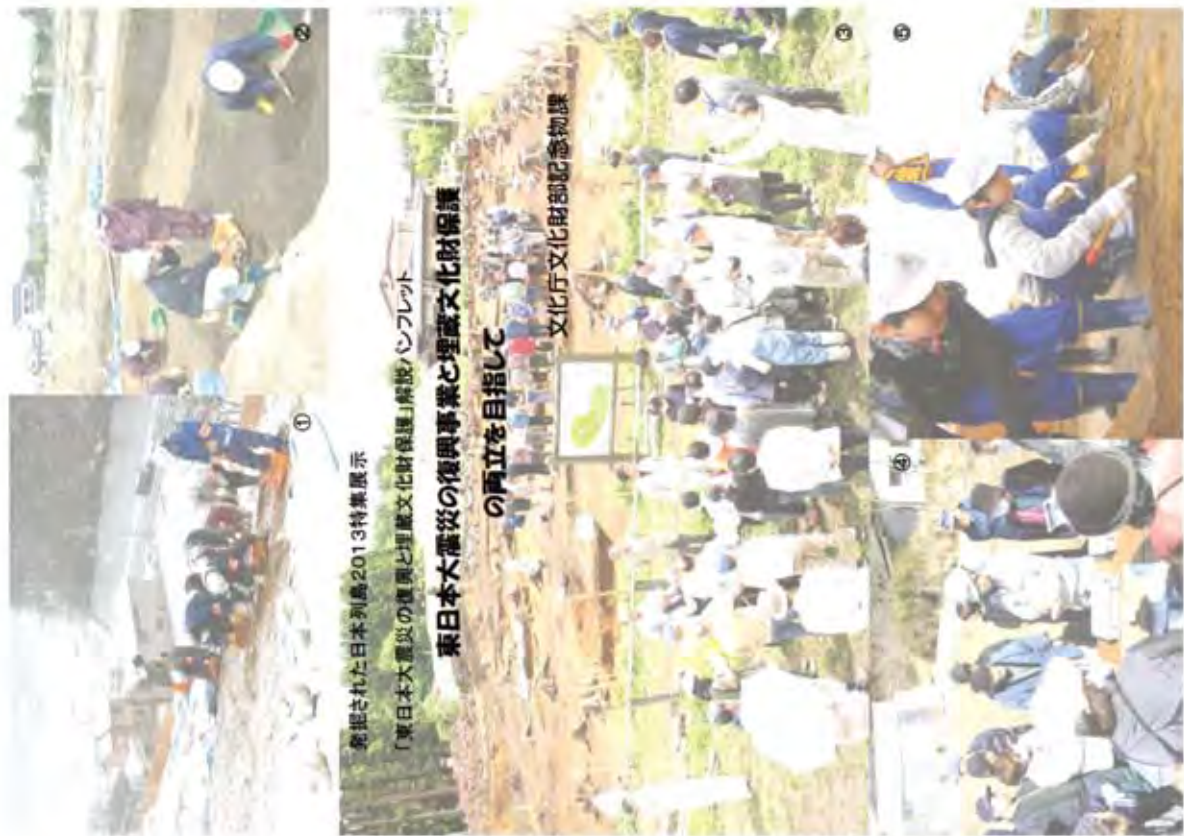
平成 26 年 4 月 20 日 宮城県

平成 26 年 11 月 13 日 岩手県

6 今後の取り組み

平成 27 年度以降の派遣職員の確保

発掘調査体制、発掘調査報告書発行にわたるの整理体制 等



発掘された日本列島2013特集展示
「東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護」解説イベント

東日本大震災の復興事業と埋蔵文化財保護
の両立を目指して
文化庁文化財部記念物課

東日本大震災と埋蔵文化財

埋蔵文化財は、土地に埋められた地域の歴史そのものであり、一つとして同じものがない個性的な財産です。埋蔵文化財を発掘調査し、その価値を住民が共有することは、地域のコミュニティを構築し、郷土愛を醸成するという点にもつながります。

文化庁では、東日本大震災以降、震災からの復興が一日も早く成し遂げ、被災者の方々の生活再建と、地域の歴史・文化の再発見を両立させるため、埋蔵文化財の発掘調査の取組について、多くの関係者の理解と協力を得ながら、中心の注意を払って取り組んでまいりました。

ここでは、これまでの取組等について紹介いたします。

1. 被災地における発掘調査の迅速化の取組

発掘調査には一定の期間を要するため、とりわけ被災地において復興の遅延につながるおそれ止められかねません。

そのため、文化庁では、
①発掘調査を効率化する（調査をやる場所をできるだけ限定し、調査を要する箇所も、他の工事と同時並行で進める。また、最新の機器と技術を導入する）。
②全国から発掘調査員を派遣していくに、
③発掘調査費用は全額国が負担する。

の3つの柱により、発掘調査の迅速化に取り組みます。
こうした工夫により、発掘調査の期間が長いために、高台移転などの住宅整備が遅れるという事態はこれまでほとんどありません。

2. 専門員の派遣

発掘調査を迅速に進めるために、とりわけ重



今回展示している遺物の位置

要なことは、指導監督できる専門性の高い職員を確保することです。そこで、平成24年度は、のべ32人、25年度には60人以上の専門家の方々が、文化庁などの呼びかけに応じて、岩手県、宮城県、福島県及び埼玉県等から派遣されています。このほか、地方公共団体の交流に基づいて、全国各地から被災地に派遣されて

いる関係もいろいろあります。

こうした職員の方々は、幸い地区の職員や作業員の方々とともに、調査でも発掘調査を行うなど作業の迅速化に懸命に取り組んでおられます。「配管を敷きとめたい、明日へと繋げたいと思った心を支えたのは、この地で生きる人々の魂が古でした。」

これは、昨年夏、派遣された職員の言葉です。勤務地から遠く離れた東北の地で、多くの派遣職員が「地元の方々とともに、地域の歴史を掘り明かすことをつづけて、「地域の絆」を再び結ぶことにつながりたい」との思いをもって、発掘調査に関わっています。

3. 発掘調査の進展

現在、近江では、高台掘削等に関して、東興・開発担当課との事前の調整を行うことで、できるだけ埋蔵文化財発掘調査を望む「本発掘調査」（埋蔵文化財を認識するための全体的な発掘調査）を行わないようにするなど、真にやむを得ない理由に限定して、急ピッチで発掘調査が行われています。したがって、こうした発掘調査では、もともと大きな成果を生むことが目標となっていないのですが、そうした中でも、埋蔵文化財の歴史が解き明かされているのです。

例えば、福島県野田町で発掘された「稲田IV遺跡」では、奈良時代の竪穴（国の正式な発掘が望ましい）、採掘したりする施設）の可能性があります。住居跡の発掘ですが、遺跡の一部が公園として整備される予定になっています。

(3) 五世の石田の埋蔵

奈良では、東北地方における近世城郭の石田も調査が捗りました。その際、注目されたのは、

本調査では、こうした成果の一部を紹介しています。

(1) 縄文時代の人々の生活

縄文時代には、東北地方の太平洋沿岸地域は、比較的穏やかな気候と、豊かな漁業資源に恵まれたことから、貝塚等の遺跡が多く知られていました。

その中でも、宮城県気仙沼市「段原遺跡」では、縄文時代前期（約6,000年前）に、マグロ漁のムラで暮らした人々の生活や食生活を知る上で貴重な資料が見つかっています。また、岩手県の盛岡高田市の「堂の首領塚」や田野原町の「野田遺跡」、宮城県石巻市の「中央遺跡」などでも、縄文時代の遺跡が発見されています。

これらの遺跡のある土地は、発掘調査結果を記録した上で、住居の高台移転の対象となりま

す。

(2) 古代（奈良時代・平安時代）の行政活動

東部は古代、独自の文化を育みながらも、都であった奈良・京都との間で政治や経済を通じた密接な交流があったことも、文献や「特別史跡多賀遺跡」に代表される様々な遺跡により知られています。それが、それらに関する情報がいくつかあります。

例えば、福島県野田町で発掘された「稲田IV遺跡」では、奈良時代の竪穴（国の正式な発掘が望ましい）、採掘したりする施設）の可能性があります。住居跡の発掘ですが、遺跡の一部が公園として整備される予定になっています。

(3) 五世の石田の埋蔵

奈良では、東北地方における近世城郭の石田も調査が捗りました。その際、注目されたのは、

本調査では、こうした成果の一部を紹介しています。

(1) 縄文時代の人々の生活

縄文時代には、東北地方の太平洋沿岸地域は、比較的穏やかな気候と、豊かな漁業資源に恵まれたことから、貝塚等の遺跡が多く知られていました。

その中でも、宮城県気仙沼市「段原遺跡」では、縄文時代前期（約6,000年前）に、マグロ漁のムラで暮らした人々の生活や食生活を知る上で貴重な資料が見つかっています。また、岩手県の盛岡高田市の「堂の首領塚」や田野原町の「野田遺跡」、宮城県石巻市の「中央遺跡」などでも、縄文時代の遺跡が発見されています。

これらの遺跡のある土地は、発掘調査結果を記録した上で、住居の高台移転の対象となりま

す。

(2) 古代（奈良時代・平安時代）の行政活動

東部は古代、独自の文化を育みながらも、都であった奈良・京都との間で政治や経済を通じた密接な交流があったことも、文献や「特別史跡多賀遺跡」に代表される様々な遺跡により知られています。それが、それらに関する情報がいくつかあります。

例えば、福島県野田町で発掘された「稲田IV遺跡」では、奈良時代の竪穴（国の正式な発掘が望ましい）、採掘したりする施設）の可能性があります。住居跡の発掘ですが、遺跡の一部が公園として整備される予定になっています。

(3) 五世の石田の埋蔵

奈良では、東北地方における近世城郭の石田も調査が捗りました。その際、注目されたのは、

本調査では、こうした成果の一部を紹介しています。

(1) 縄文時代の人々の生活

縄文時代には、東北地方の太平洋沿岸地域は、比較的穏やかな気候と、豊かな漁業資源に恵まれたことから、貝塚等の遺跡が多く知られていました。

その中でも、宮城県気仙沼市「段原遺跡」では、縄文時代前期（約6,000年前）に、マグロ漁のムラで暮らした人々の生活や食生活を知る上で貴重な資料が見つかっています。また、岩手県の盛岡高田市の「堂の首領塚」や田野原町の「野田遺跡」、宮城県石巻市の「中央遺跡」などでも、縄文時代の遺跡が発見されています。

これらの遺跡のある土地は、発掘調査結果を記録した上で、住居の高台移転の対象となりま

す。

(2) 古代（奈良時代・平安時代）の行政活動

東部は古代、独自の文化を育みながらも、都であった奈良・京都との間で政治や経済を通じた密接な交流があったことも、文献や「特別史跡多賀遺跡」に代表される様々な遺跡により知られています。それが、それらに関する情報がいくつかあります。

例えば、福島県野田町で発掘された「稲田IV遺跡」では、奈良時代の竪穴（国の正式な発掘が望ましい）、採掘したりする施設）の可能性があります。住居跡の発掘ですが、遺跡の一部が公園として整備される予定になっています。

(3) 五世の石田の埋蔵

奈良では、東北地方における近世城郭の石田も調査が捗りました。その際、注目されたのは、



古代の集落跡 (福島県野田町稲田IV遺跡)



石田の発掘現場の様子 (宮城県気仙沼市段原遺跡)

伝統的な技術の確かなり。

仙台市の「史跡多賀遺跡」や白河市の「史跡小宮遺跡」では、石田に大きな高台が生じまし

た。しかし、石田の発掘方法として、石田の背後

に玉石を敷き詰めた場所では新築が比較的少な

かったのに対し、昭和50年代の修復工事で石

田の背後をコンクリートで固めていた部分につ

いては、石田がコンクリートと一緒に大きくず

れたり、崩れたりしています。こうした状態を

丁寧に分析し、近代の石田の埋蔵や修復にいか

していくことにしています。

4. おわりに

先にご述べたように、埋蔵文化財については「発掘調査のために、住居移転が滞りしてしま

う」との指摘を受けることがあります。しかし、真

摺の発掘調査は、復興のための工事の進み具合

を踏まえて、必要な場所から行われており、同

じ進捗を長時間にわたって発掘調査し続ける、

そのために住居移転が遅れるという事例はほと

んどないのです。

そこで、一般の人々に、発掘調査への理解が

生じないように、できる限り多くの地元の若者

人に実際の発掘調査現場を見ていただくことや、

発掘調査に参加していただくに努めています。

稲田IV遺跡で行った発掘調査現場に参加した

中学生のひとりが、次のようなコメントを残し

てくれました。

「自分たちの前にこのような遺跡があったこと

が誇らしいです。」

私たちは、この言葉に示されていますように、

埋蔵文化財とは地域の誇りでもあり、必ず復興

に寄与できると信じています。

復興事業における発掘調査は平成25・26

年度がピークと想定されています。文化庁では、

被災地における地方公共団体と一体となって、

復興事業と埋蔵文化財保護の両立を進めて参り

ます。

表紙写真
①復興中の発掘調査 (宮城県気仙沼市段原遺跡)
②地元の若者と調査員 (福島県史跡多賀遺跡)
③発掘調査の様子 (岩手県田野原町)
④発掘調査の様子 (宮城県石巻市)
⑤小学生の体験学習 (宮城県気仙沼市稲田IV遺跡)



整備された日本列島2014特集展示
「復興のための文化力」解説パンフレット

**東日本大震災の復興事業と埋蔵文化財保護
の両立を目指して**

文化庁文化財部記念物課

②

③



④

東日本大震災と埋蔵文化財

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年が経過しました。被災地では、住宅関連やインフラ整備が本格化してきていますが、今なお不自由な生活を余儀なくされている方々が大量にいらっしゃいます。一日も早い復興を成し遂げるため、日本の力を結集することが、求められています。

文化庁では、文化財には地域のアイデンティティを醸成し、「ふるさと」への愛情を育む力があるという理念のもと、文化財の力を復興に活かすことを目標に取組を行って参りました。とりわけ、埋蔵文化財はその土地にこれまで生きてきた人々の生活の証であり、地域の個性豊かな歴史を鮮明にすることができる財産であることから、復興事業と埋蔵文化財保護の両立を望みながらも、その価値を地元の方々に知っていただくことを目標に取り組んでいます。

1. これまでの取組と効果

もちろん、発掘調査のために復興事業が遅れることはあってはなりません。そのためには、埋蔵文化財の所在や内容を可能な限り早く把握し、発掘調査そのものを回避することを第一に、積極的に復興事業と両立を進めてまいります。

発掘調査を行うことになった場合でも、工事と併行して実施したり、最新の調査機材を使用したりして迅速化を図っています。そうすることにより、これまで工事に影響を与えてきた発掘調査を早めることに成功しています。

また、被災した各地で行われる大規模な復興事業に速やかに対応するためには、マンパワーを結集する必要があります。そのため全国の地方公共団体やその設立による公益法人等の発掘調査組織、さらに奈良文化財研究所から支援



今回調査している遺跡の位置

をいただいています。25年度の下半期は北海道から沖縄県にいたる全国各地から70名の埋蔵文化財専門職員が派遣されました。こうした方々の熱心な取り組みは、発掘調査の迅速化だけでなく、東北の歴史の高橋らしさや風土を地元の方々に知っていただくことにもつながっています。

そして、私たちがもっとも重要と考えていること、それは、地元の方々に地域の歴史を知っ

2

ていたどころをうろついて、「ふるさと」に対する誇りと愛情を改めて感じていただきたいということ、そして全国の方々に被災地への関心を喚起していただきたいということです。

特別展で明らかになった歴史は、地域の歴史が、これから明るいまえを切り拓くために少しでも継承できればと考えています。

2. 発掘調査の成果と情報発信

平成25年度に行われた発掘調査に先立つ発掘調査は若手・宮城・福島の三県で約150件にも及びます。これらの調査によって、個性豊かな地域の歴史が明らかになってきました。

(1) 海とともに生きてきた縄文の人々

三陸沿岸には、たくさんの縄文時代の遺跡があります。史跡に指定されているものだけでも6件あり、我が国の歴史を知る上で欠くことができない地域なのです。発掘調査でも縄文時代の遺跡がいくつかが発掘調査され、新たな事実も明らかになってきました。

宮城県仙台市青葉区では、およそ140k.c.にも及び大量のマガロの骨が出土しています。なかには、身長2mもの巨大マガロの骨や、骨片に石製の破片が突き刺さった状態で見つかったものもありました。発掘調査の縄文人の生活を支えていたのは、豊かな海の恵みだったのです。



新井市発掘調査（西成島三郎町）



新井市発掘調査（若手南田町）



発掘作業風景（福島の青森県）

若手南田の遺跡では、土器やヒスイ製の石製品、人面付の土器が出土しています。こうした遺物は、当時の生活を知る上で貴重な発見です。

(2) 鎌倉時代と古代の東北

東北には古代遺跡が数多く残っています。特別展でも見られることが知られています。特別展でも見られることが知られています。特別展でも見られることが知られています。

ひとは、新発見の「発見された日本列島2013」でも紹介しました。福島県仙台市の特別展です。奈良時代の歴史に重なる所、新発見の可能性が指摘されています。25年度の特別展では、遺跡の発掘が広がり、遺跡の実態がさらに明らかになってきました。

もうひとつは宮城県山元町の縄文遺跡で、ここからは東北最古の米穀の出土しました。これまで、あまり注目されることがなかった、太平洋沿岸の東北の古代史を再考するうえで、注目すべき成果です。

この他にも、縄文時代から近世に至るまでの様々な遺跡が発掘されています。

そして、発掘調査の成果は現地説明会などでつづいて、地元の方々に広くに発信されています。平成24年から25年11月までに行った現地説明会は三県あわせて53回、参加者は約4,700人にも及びます。

3. 縄文遺跡がもたらした新たな発見

若手南田は、平成25年7月から縄文文化財専門調査会若手南田市に派遣されました。これをきっかけに、若手南田市で出土した縄文土器や土偶、史跡跡目群から出土した骨角器などを若手南田市博物館で展示しました。一方、若手南田市は、若手南田市から出土した若手南田土器や縄文時代の遺物の展示を若手南田市立歴史博物館で行いました。

縄文文化財展示と名付けられたこうした企画は、お互いの地域の歴史を互いに尊重し合うという姿勢につながると考えられ、推進を



縄文文化財展示（若手南田市）

機会に訪れた新たな発見が今後、さらに深まると期待されています。

これ以外にも、北海道、埼玉県、長野県、愛知県など幅広い地域に多くの地方公共団体で、発掘調査のノウハウを普及させるなど、各地の状況とそこにあった縄文文化財について発信しています。

4. 復興調査のこれから

この3年間の取組を通じて、文化財には「地域の絆を再び結びたい」という思いが込められてきました。自分たちの先祖が暮らしてきた土地の歴史を知ることは、これからも共に生きていく上で大切なことにも、共に生きてきた人々どうしの共感、愛情を改めて感じさせるものではないでしょうか。今後とも、さらなる発掘調査の推進、効率化を行うことはもちろん、こうした、文化財の持つ力を最大限に活かすための取組も、一層充実させる必要がありそうです。

そして、地元教育委員会や水産部員らと力を合わせ、地域の人たちの理解と協力を得ながら復興と縄文文化財保護の両立に取り組んで参りたいと思っています。



平成26年5月31日 文化庁記者会見

特別名勝松島における対応

参考

- 熊鷹や天鏡立とも「日本三景」として、熊鷹園を代表する重要な景勝地(遺民前は年間600万人を超える観光客)
- 二市三町(彦根市、高松島市、松島町、七ヶ浜町、和田町)が各々異なるため、高松島が「管理団体」として保存と管理の方針を定めている。
- 震災後、彦根市は早瀬の復旧・復旧と、景勝の価値の保存の両立(観光客はH23年370万人、H24年400万人)によるため、2つの取組を推進。

1. 高松島町(H24.1)

- 高松島町が、二市三町の全ての首長を含む委員会において現状変更の迅速な検討。
- 特別に重要とされる地区でも、主要な展望地点から見えないよう配慮されれば、建築物の新設を可能とするなどの緩和を決定。

2. 二市からの権限委譲(H25.4)

- 事務処理の迅速化のため、現状変更に関する文化庁長官の権限の多くを高松島町と二市に委譲。
- 高松島町は許可判断に必要な最小限の権限を委譲することを確認。

○ 高松島町と各町(メカソーラー、飯沼コンサートホール等)の設置が、景観を維持しながら可能となっている。

○ 権限委譲された案件については、申請から許可までの事務処理期間が短縮(1~1.5か月→2~3週間)。

○ 引き続き、文化庁・高松島でも、二市三町の要望を聞きながら、きめ細かく対応していく。



特別名勝松島

発掘調査の成果の地域への還元

参考

- 発掘文化財は郷土の歴史を知る貴重な財産であり、できるだけ多くの地元の方に発掘調査の成果を伝える取組を推進
- あわせて、発掘調査は復興のための仕事と併行して実施しており、「発掘調査のために住宅整備が遅れている」という誤解が生じないように、地元の方に説明

1. 現地説明会の開催

○ 調査成果を地元住民に知ってもらうための現地説明会を積極的に開催(これまで3回で合計35回開催し、約4,650人が参加)

2. 体験学習会の開催

○ 子供たちに地域の歴史文化財に直接触れてもらい、郷土愛の醸成につなげるために、発掘調査の現場での体験学習を推進

3. 出土品の展示会の開催

○ 発掘調査で出土した遺物を展示し、調査の成果を広く発信

- ◆ 「発掘された日本列島展(主催:文化庁)
- ◆ 「発掘調査成果展」(民間)に広く展示するため、前年に発掘された遺物から特に注目される出土品を展示し、全国を巡回

・H24・25年度は、復興事業に伴う発掘調査の様子を紹介しつつ、出土品を展示

◆ 被災自治体や産業界と連携して自治体も展示会を開催

(例) 名古屋市が調査成果をきっかけに宮古市の出土品を市立博物館で展示



発掘された日本列島展(H25.7)の展示

特別名勝松島の震災復興に伴う主な現状変更

参考

主な震災復興に伴う現状変更

